

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
地域生活支援事業(移動支援)運営規定

平成25年9月1日

一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ

(事業の目的)

第1条 一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ(以下「事業者」という。)が設置する訪問介護ステーションこみせん(以下「事業所」という。)において実施する登録地域生活支援事業の移動支援(以下「移動支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、移動支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った移動支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

(1) 事業所は利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行う。

(2) 移動支援の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な移動支援の提供ができるよう努める。

(3) 移動支援の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努める。

(4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び地域生活支援事業者の登録に関する要領に規定する内容のほか関係法令等を厳守し、移動支援を実施する。

(事業の運営)

第3条 移動支援の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第4条 移動支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問介護ステーションこみせん

(2) 所在地 千葉県柏市柏6-10-22

(職員等の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている移動支援の実施に関し、事業所の職員等に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、移動支援に係るサービス提供計画（以下「移動支援計画」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画書を交付する。

(イ) 移動支援計画の作成後において、サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 6名（常勤職員 1名 非常勤職員 5名）

従業者は移動支援計画に基づき移動支援の提供に当たる。

（営業日・営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供日時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、第4火曜日・祝祭日・年末年始を除く

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土日・年末年始は応相談

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、メール等により、休日においても連絡が可能な体制とする。

（移動支援を提供する主たる対象者）

第7条 移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 障害児

（移動支援の内容）

第8条 事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

(1) アセスメント等の実施

(2) 移動支援計画の作成

(3) 外出の準備に伴う支援（整容・手荷物準備等）

(4) 外出時における移動の介護

(5) 外出時の利用者の健康面の管理

(6) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等

(7) 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）

(8) 日々の支援内容の記録

(9) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

前各号に付帯するその他必要な介護、相談、助言

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第9条 移動支援を提供した際の利用料は市町村の定めた額とし、利用者の受給者証に記載された月額上限額の範囲とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収する。なお、この場合、事業者の自動車等を使用したときは、

次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を超えてから自動車の場合 1k mにつき 20 円、原動機付自転車の場合 1k mにつき 10 円とする。

(2) 通常の事業実施地域を超えてから往復を計算し、1k m未満の端数は小数点第一位までとする。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得る。
- 4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付する。

(法定代理受理通知)

第 10 条 市町村から移動支援費を代理受理した場合は、利用者又は障害児の保護者に対し、当該利用者に係る移動支援費の額を通知する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、我孫子市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 12 条 現に移動支援を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- 3 移動支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村や当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第 13 条 提供した移動支援に関する利用者等及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供した移動支援に関し、市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 当事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。
- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(研修)

第 14 条 事業所は、職員等の質的向上を図るため、研修を年 2 回設けるものとし、業務体制を整備する。

(秘密保持等)

第 15 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員等は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員等であった者に業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するために職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員等との雇用契約に盛り込む。
- 4 事業所はやむを得ない理由等により、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらか

じめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 苦情解決体制の整備
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (その他運営に関する事項)

第17条 事業所は、職員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 1 事業所は、利用者等に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。
- 2 事業所は、移動支援の利用について市町村が行う連絡調整に、できる限り協力する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(運営委員会)

第18条 当事業所は、「感染症・災害対策」「リスクマネジメント対策」「虐待防止対策」「ハラスメント対策」「認知症にかかる取組みの推進」など現状に合わせて必要な対策を講じるために、それぞれに運営委員を構成し委員会を開催する。

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附則

この規程を改訂し第18条を定め令和3年10月1日から施行する。